

令和7年第4回定例会（12月9日招集）

嘉島町議会議録

令和7年第4回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和7年12月9日（火曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春	日	公	和	夫	浩	司	一	雄	文
2番	木	下	武		文	和				
3番	穴	井	智	子	森	満	増	川	田	野
4番	齊	藤		進	下	田	岡	野	田	野
5番	園	田	義	宣	6番	7番	8番	9番	10番	11番

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋	田	平	俊	紀	行	士	美	男	史	弘	二	喬	幸	一	志	誠					
教育長	青	木	政	永	智	永	永	富	田	信	富	田	島	永	本	島	本	和	寿	浩	幸	賢
総務課長	永	永	永	永	永	永	永	永	島	永	永	島	島	永	本	島	本	和	寿	浩	幸	賢
税務課長	富	富	富	富	富	富	富	富	木	富	富	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
町民保険課長	増	増	増	増	増	増	増	増	木	增	増	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
福祉課長	松	松	松	松	松	松	松	松	木	松	松	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
農政課長	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛	和	寿	浩	幸	賢
建設課長	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	木	橋	橋	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
企画情報課長	西	西	西	西	西	西	西	西	木	西	西	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
都市計画課長	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	木	藤	藤	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
学校教育課長	中	中	中	中	中	中	中	中	木	中	中	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
社会教育課長	河	河	河	河	河	河	河	河	木	河	河	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
給食センター所長	石	石	石	石	石	石	石	石	木	石	石	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
会計管理者（兼会計室長）	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	木	吉	吉	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢
監査委員	蜂	蜂	蜂	蜂	蜂	蜂	蜂	蜂	木	蜂	蜂	木	木	木	木	木	木	和	寿	浩	幸	賢

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

下田 雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 報告第10号 寄附の受納について

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明

1 議案第52号 専決処分の報告並びに承認を求ることについて

専決第8号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）

2 議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定について

3 議案第54号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

4 議案第55号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

5 議案第56号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

6 議案第57号 嘉島町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

7 議案第58号 嘉島町名誉町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定について

8 議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定について

9 議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

10 議案第61号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定について

11 議案第62号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

12 議案第63号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

13 議案第64号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

14 議案第65号 嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

15 議案第66号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

16 議案第67号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第68号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

18 議案第69号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

19 議案第70号 嘉島町町道の路線議案について

20 議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

21 議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）

22 議案第73号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

23 議案第74号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

24 議案第75号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

25 議案第76号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

26 議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

散 会

開会・開議 午前10時

○議長（境野隆文君） 皆さん、おはようございます。12月にもう入りました。今年は夏から猛酷暑と言われる時期から秋を通り越したような季節になり、いつの間にか12月、寒さを感じるような季節になりました。また昨日昨夜、東北地方においては北海道・三陸後発地震という熊本地震に相当するようなマグニチュード7.6、6強の地震が起きたということで、この師走になりまして、いろんなところでまた災害が起きようとしております。災害状況が今のところはまだ分かりませんが、災害に見舞われた皆様方に関しましては、心よりお見舞を申し上げます。

それでは、ただ今の出席人数は11名です。定足数に達していますので、令和7年第4回嘉島町議会定例会を開催いたします。直ちに本日の議会を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、6番 森下 文夫議員、7番 満田 和浩議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定しました。

日程第3 議長報告

○議長（境野隆文君） 日程第3 議長報告となっております。

議長、一部事務組合議会の概要については、それぞれの所属議員から報告書が提出されています。なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照下さるようお願い申し上げます。9月から11月までの例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されています。

以上で議長報告を終わります。

日程第4 報告第10号 寄附の受納について

○議長（境野隆文君） 日程第4 報告第10号 寄附の受納について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 皆さん、おはようございます。

報告第10号 寄附の受納について、寄附を受納したので次のように報告する。

令和7年12月9日 嘉島町長 鍋田 平

1 寄附者 荒木前町長銅像建立委員会 委員長 石坂 道春

2 寄附年月日 令和7年10月20日

3 寄附の内容 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像一式、石碑1基

4 寄附の用途 公共施設として名譽町民の功績を永く顕彰する

報告理由 本件寄附は、地方自治法第96条第1項に該当しないため、議会の議決は不要であるが、寄附の透明性の観点から報告するものである。

○議長（境野隆文君） 以上で報告第10号を終わります。

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（境野隆文君） 日程第5 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

1 議案第52号 専決処分の報告並びに承認を求ることについて

専決第8号 令和7年嘉島町一般会計補正予算（第5号）

2 議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定について
3 議案第54号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
4 議案第55号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5 議案第56号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
6 議案第57号 嘉島町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
7 議案第58号 嘉島町名誉町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定について
8 議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定について
9 議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
10 議案第61号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定について
11 議案第62号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
12 議案第63号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
13 議案第64号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
14 議案第65号 嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
15 議案第66号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
16 議案第67号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
17 議案第68号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
18 議案第69号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
19 議案第70号 嘉島町町道の路線議案について
20 議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
21 議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）
22 議案第73号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
23 議案第74号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
24 議案第75号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
25 議案第76号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
26 議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の26件を一括して議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 皆さんおはようございます。本日は議会に議員の皆様全員ご出席いただきまして、ありがとうございます。議長からお話をありがとうございましたが、昨日の深夜に青森県で震度6強の地震が発生しています。災害はいつ発生するか分かりませんので、日頃から家族などの連絡方法等、防災対策に心がけていただければと思っております。また、災害が発生したときには議員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。それでは9月議会以降の町政報告と1年間の町政報告をまとめて報告いたします。

帯状疱疹予防接種補助につきましては、本町では令和7年4月から高齢者の感染症予防対策の一環として、65歳から5歳の節目年齢の方や100歳以上となる方に対して、帯状疱疹予防接種を実施しています。なお、本町の接種率は10月末時点において、31.4%となっており、引き続き接種率向上に取り組んでまいります。

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、国が令和6年11月22日に閣議決定した物価高の影響を受ける低所得者世帯等への支援として、住民税非課税世帯一世帯あたり3万円を支給する令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一世帯あたり3万円）の初回振込みを令和7年3月7日に行い、これまでに800世帯2,400万円の振込みが完了しています。また、加算支給分として住民税非

課税世帯の世帯員である18歳以下の児童1人あたり2万円を加算支給し、初回振込みを令和7年3月7日に行い、これまで132名分2,640万円の振込みが完了しています。

定額減税に伴う不足額給付につきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を軽減するため、昨年度定額減税を実施し、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、当初調整給付金を支給しました。今年度は当初調整給付金の支給額に不足が生じる方などに対して不足額を支給しました。初回振込みを9月12日に行い、これまで1,234名3,995万円の振込みが完了しております。

子育て支援センター和室改修工事等及びらせん階段安全対策工事につきましては、子育て支援センターの和室が経年劣化により使用不可の状態であり、事業の運営に支障をきたしていたため、改修工事を行いました。さらに、防災上の観点から避難経路となるらせん階段の安全対策工事も行いました。工事費用は196万9千円で7月25日に完成しました。また、空調設備も使用不可の状態であったため取替工事を行いました。工事費用は119万9千円で10月9日に完了しました。

令和7年8月6日からの大雨に伴う災害見舞金の支給につきましては、大雨の被害により半壊の判定を受けられた3棟に対し、11月27日に1棟当たり1万円を支給しました。

米大豆等の作付け目安につきましては、11月21日に開催しました嘉島町地域農業再生協議会において、昨今の米価の高騰や大豆圃場の管理状況を鑑み、令和8年産の主食用米と大豆等転作作物の作付割合目安を本年産の3：7から4：6へ変更する事に決定しました。大豆の作付けについては、従来どおり集落単位での団地化を基本とし、更に広域的な団地化ブロックローテーションに取り組んでいきたいと思います。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗につきましては、活断層等の影響により設計変更しました1-1工区（南側）の仮換地指定を行い、各手続きを進め6月中旬から1-1工区（南側）の造成工事に着手いたしました。造成工事は令和8年度中の整備完成を予定しております。整備完成後は約120区画が完成し、約60区画の保留地販売を予定しております。また、並行して次期工区であります2工区の仮換地指定に向けて権利者の皆様への個別説明会を8月～10月に実施いたしました。今後も関係機関との調整を図りながら事業を進めてまいります。

上益城5町のごみ処理施設につきましては、現在、民間事業者「株式会社シムファイブス」におきまして、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントを実施されております。現地調査等に時間を要していることから、準備書の公表時期が当初の予定から変更となっております。そのため、環境アセスメントの完了時期も当初令和7年度中と報告しておりましたが、令和8年度中に完了する予定であります。今後におきましては環境アセスメントが完了し、事業計画が適切であると判断できれば、改めて上益城5町と事業者が環境保全協定及び立地協定等を締結し、各法令の許可手続きを経て土地の造成、施設の建設を行う予定となっております。今後も各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗など随時情報発信しながら事業を進めてまいります。

水の郷まつりにつきましては、去る10月11日土曜日にイオンモール熊本を会場として開催しました。猛暑を避けるため開催時期を変更し、ステージイベントを建物内のイベントスクエア、花火観覧所を屋上に設けるなど初めての試みもありましたが、関係各所のご協力により無事に開催することができました。

イオンモール熊本の開業20周年につきましては、本町に立地するイオンモール熊本が開業20周年を迎えるました。県内有数の大型商業施設として地域活性化に貢献をいただいており、地域経済のけん引役として、また防災時の拠点施設として地域に欠かすことができない存在となっております。今後も町と一緒にまちづくりに取り組んでいただけることを期待しています。

嘉島町営住宅に対する入居者につきましては、入居者募集を12月1日より開始しました。対象は3団地3戸の募集で入居者審査会等を経て3月1日より入居の開始を予定しています。今回入居者募集を行うのは浮明（鯰）、蔵園（上島）、荒尾（上六嘉）の3団地とし、住宅の間取りは全て2LDKとなります。

通学路の安全対策につきましては、通学路交通安全プログラムにおいて危険要注意箇所である道路の歩道整備に着手しました。区間は嘉島中学校の北側に位置し、東西に延びる道路で嘉島中学校北側交差点付近より嘉島東小学校西側までとなります。朝夕は特に登下校する生徒が多い路線で自転車の交通量も多いため歩道を整備するものです。本年度より測量設計を行った後、用地買収、歩道の工事を進めて参ります。

簡易水道及び下水道事業につきましては、簡易水道の利用状況につきましては10月末現在104件352人となっております。また、下水道事業の整備状況といたしましては令和7年3月31日現在で全体計画面積452.6haに対し、整備済み面積が289.9haで整備率64.1%となっております。また、接続率は令和7年3月31日現在で供用開始区域内人口8,090人に対し、接続人口が6,705人で82.9%となっております。

社会教育関係イベントにつきましては、11月9日に開催しましたジョイフルスポーツかしま2025は生憎

の天気により場所を町民体育館に移し、内容を変更しての開催となりましたが、多くの町民の方々に参加をいただき盛会のなかに終えることができました。なお、同日に予定しておりました第3回嘉島町ロードレースは中止とさせていただきました。また、第21回人権を考える町民の集いを12月7日に開催しました。年明けの1月11日には二十歳を祝う会を町民会館ホールアカアにて開催する予定としております。

中学校駅伝競走大会につきましては、10月10日に開催された令和7年度上益城郡中学校総合体育大会駅伝競走大会において、嘉島中学校は男子が2チーム、女子が1チーム参加しました。男子は6位と11位、女子は2位となりました。女子チームは11月7日天草市で開催された熊本県中学校総合体育大会駅伝競走大会に上益城郡代表として出場し、健闘の走りを見せましたが26チーム中26位でした。

嘉島東小学校学童防犯カメラ設置工事につきましては、嘉島東小学校学童の防犯及び不測の事故等の対策として防犯カメラの設置を行いました。費用は118万8千円で8月1日に完成しました。

体育館 LED 照明改修工事につきましては、東西小学校の体育館における LED 照明改修工事は両校ともに10月に完了し、学校体育と社会体育のそれぞれで問題なく使用できています。

井寺古墳の災害復旧状況につきましては、平成28年熊本地震により被災した井寺古墳の復旧につきましては石室内の調査を進めておりますが、損傷が激しいことから今後は石室内の保護を行いながら専門家などの意見を踏まえたうえで復旧計画や復旧工法の検討を進めていく予定としております。

小中学校施設整備につきましては、児童生徒数の増加に伴う東小学校の校舎増改築工事は来年度の4月から供用を開始するため、3月中には増築棟の工事を完了する予定です。来年度に発注する予定の中学校校舎増築工事に向けて給食配膳室増築他工事もほぼ予定通り進行しており、年度内で工事が完了する見込みです。また、今後テニスコート移設関連工事を年度内に発注する予定です。

以上で9月以降の町政と1年の町政報告を終わります。引き続きまして、令和7年第4回嘉島町議会定例会提案理由の説明を行います。

○議案第52号 専決処分の報告並びに承認を求ることについて

専決第8号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）は、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年10月15日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定について

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、附属機関として嘉島町いじめ問題再調査委員会を設置するにあたり、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第54号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議案第55号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件の議案につきましては、複雑・高度化する行政課題や緊急の課題に対応していくため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度を導入するにあたり、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第56号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

特別職が新たに追加されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第57号 嘉島町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本条例の全部を改正する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第58号 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定について

令和7年10月20日付で寄附がありました荒木泰臣氏顕彰記念像等の維持管理のため、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定について

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、嘉島町教育委員会に嘉島町いじめ問題調査委員会を設置するにあたり、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第61号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第62号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第63号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第64号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第65号 嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上6件の議案につきましては、物価高騰の影響を鑑み、受益者負担の適正化を踏まえた施設使用料の改定のため本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第66号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第67号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第68号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するにあたり、本条例を制定する必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第69号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

災害その他非常の場合における給水装置工事の円滑な実施を図るため、所要の改正を行う必要があるので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第70号 嘉島町町道の路線認定について

町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるので提案するものであります。

○議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）について

令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,628万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,612万7千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第73号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,624万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,103万7千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第74号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,198万2千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第75号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ1万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,839万5千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第76号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算のうち収入において第1款 水道事業収益、第1項 営業収益を44万円増額し、総額を6,678万1千円。支出において第1款 水道事業費用、第1項 営業費用を41万円増額し、総額を6,675万1千円としました。議会の議決を経なければ流用することができない経費は職員給与費を35万1千円増額して、1,613万3千円としました。

なお、収益的収支予算の補正金額の詳細につきましては令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収支予算のうち、収入において第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益を57万円増額し、総額を4億7,323万8千円としました。支出においては第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用を613万2千円増額し、総額を4億4,429万3千円としました。資本的収支予算のうち、収入においては第1款 資本的収入、第2項 企業債を430万円、第4項 国庫補助金366万1千円それぞれ減額し、総額を3億5,137万9千円としました。支出においては第1款 資本的支出、第1項 建設改良費を732万2千円減額し、総額を5億2,896万円としました。議会の議決を経なければ流用することができない経費は職員給与費を4万3千円増額し、1,695万1千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。なお、明日10日は議案の調査のため休会、次会は11日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集下さい。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午前10時44分

令和7年12月10日（水曜日）

休会

令和7年第4回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和7年12月11日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	文浩司	夫
2番	木下武	7番	文和伸	浩司
3番	穴井智子	8番	森増	一雄
4番	齊藤進	9番	森川	義文
5番	園田義宣	10番	森野	隆
		11番	境	

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平	俊紀	行士	美男	史弘	二喬	幸一
教育長	青木政	智永	信貴	和壽	浩幸	和英	誠
総務課長	永田智	富永	信貴	和壽	浩幸	和英	誠
税務課長	田嶋永	富永	信貴	和壽	浩幸	和英	誠
町民保険課長	嶋永増	本嶋永	本嶋永	本嶋永	本嶋永	本嶋永	本嶋永
福祉課長	増松牛	本嶋牛	本嶋牛	本嶋牛	本嶋牛	本嶋牛	本嶋牛
農政課長	牛橋西	本嶋西	本嶋西	本嶋西	本嶋西	本嶋西	本嶋西
建設課長	橋中河	本嶋中河	本嶋中河	本嶋中河	本嶋中河	本嶋中河	本嶋中河
企画情報課長	中河石	本嶋石	本嶋石	本嶋石	本嶋石	本嶋石	本嶋石
都市計画課長	石吉	本坂吉	本坂吉	本坂吉	本坂吉	本坂吉	本坂吉
学校教育課長	吉蜂	坂本蜂	坂本蜂	坂本蜂	坂本蜂	坂本蜂	坂本蜂
社会教育課長							
給食センター所長							
会計管理者（兼会計室長）							
監査委員							

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

下田雅文

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第52号 専決処分の報告並びに承認を求ることについて
専決第8号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）
- 2 議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定について
- 3 議案第54号 嘉島町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 4 議案第55号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第56号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第57号 嘉島町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 7 議案第58号 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定について
- 8 議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定について
- 9 議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第61号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第62号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第63号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第64号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第65号 嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第66号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第67号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第68号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 18 議案第69号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第70号 嘉島町町道の路線議案について
- 20 議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 21 議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）
- 22 議案第73号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 23 議案第74号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 24 議案第75号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 25 議案第76号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 26 議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

閉 会

開会・開議 午前10時

○議長（境野隆文君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和7年第4回嘉島町議会定例会3日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（境野隆文君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問については、6名の議員から通告が跟っております。まず、1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） おはようございます。1番 春日でございます。通告により質問をさせていただきます。

ふるさと納税の今後についてお伺いしたいと思います。ふるさと納税制度は発足し17年を迎え、これまで自治体の財源に大きく貢献しています。特に地方の自治体では特産品が豊かな地域ほど寄附額が大きく財源を裕福にしています。またその反面、都市部近郊の200を超える自治体では寄附額に対して税控除分が大きく赤字を計上し、大きいところでは最大で300億円弱の赤字になっている。2024年度全国の寄附額が1兆2,728億円、これに基づく税控除の対象は1,080万人8,710億円と過去最高を記録し、自治体間の競争激化、不祥事の発覚、物価高による返礼品経費、事務経費が過大になった自治体が目立ったと指摘されています。本町においても約2,000万円の税控除があり、交付税措置がおおよそ75%があるものの500万円の減収となっています。こうした背景のもと、一部では納税の規模の抑制などを考える段階と指摘されています。今年の10月にはポイントの付与が廃止され、さらに2026年10月には新たな返礼品として認められる基準がより明確になることになり、区域内で生産された原材料の使用、加工や製造などの工程の半分以上が区域内で行われていることや返礼品の価格に占める付加価値の半分以上が地域で発生していることの自治体の証明が義務化されると言われており、過度な返礼品競争や地場産品とは言えない返礼品の排除が目指されています。本町の返礼品が改正基準に適合し、適正な制度運営が必要と思われます。財政への過度な依存への注意と今後制度の進展をどのように捉えているのか担当課長のほうにお伺いします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） おはようございます。企画情報課長の西本です。よろしくお願ひいたします。1番 春日議員の質問にお答えします。

ふるさと納税制度は過度な自治体間競争が過熱しているといった問題を受け、複数回にわたり厳格化されてきました。直近では、議員からお話を跟りましたが、今年2025年10月からポイント付与が全面的に禁止されるという大きな変更があり、来年10月からは新たな付加価値基準が導入され、返礼品の価値の過半が区域内で生じたことを価格に基づき証明する必要があるなど、地場産品の基準が一層厳しくなります。また、今年9月には総務大臣会見において「ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体に対する感謝の気持ちを伝えるために創設されたものであり、インターネット通販であってはならないと考えている」との意向が示され、制度本来の趣旨に立ち返る動きが見込まれます。本町におきましては、これまで地場産品基準に従い、返礼品の提供を行っており、地場産品基準の厳格化による影響は少ないと考えております。今後の寄附額の見通しにつきましては利用者にとって税の控除や返礼品を受け取れるといったメリットがある制度であるため、利用者数、寄附額は増加していくものと思われますが、制度見直しなどにより不透明な部分もあるため過度な依存とならない財政運営が必要かと考えます。ふるさと納税の寄附金は貴重な財源となりますので、現在提供している返礼品につきまして改めて制度基準に適合しているかどうか自己点検を行うとともに、今後も制度を遵守し、制度のメリットを最大限享受できる取組みを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいま、企画情報課長の堅実な回答ありがとうございます。

過度な自治体間競争による不祥事などの諸問題の発生、本来自治体は先んじて法や制度を守る立場にあると思いますし、本町もそうした渦に巻き込まれないよう注意しなければなりません。総務大臣の会見による制度本来の趣旨に立ち返る動き、来年10月の制度改正に伴う厳格化など今後の不透明な部分を考慮し、過度な依存とならない財政運営と貴重な財源であるとの見解、企画情報課長の答弁に私も共感します。ふるさと納税はあくまで寄附金です。伸び率ではなく、前年収入を基本として有効な活用を今後も期待しております。また、国においては地方交付税を、この税控除分で大変毀損しているという国の見解もございます。そういうことも今後検討していただきて、堅実な運営をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、春日議員の質問を終わります。続いて、9番 川野 伸一議員の質問を許します。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） おはようございます。今日は、鍋田町長に嘉島町の未来像についてお尋ねしたいと思います。ちょうど町長就任されて2年が経ちました。農地の地域計画というものが策定されて、つい先日会議がありましたけれども、第6次嘉島町総合計画後期の基本計画というものを今策定をされております。更に、都市計画マスタープランというものを策定するということで先だって予算措置をさせていただいておりますけれども、本町で抱える課題問題について町長がどのように認識をされているのか。また、今後嘉島町をどのような町にしていきたいのか。その辺が明確でなければ、都市計画マスタープランを今から作っていくわけでございますけれども、旗振り役として重要な役割をお持ちでございますので、何らかの町長の自分の思いとかそういうものが具体的にあれば、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。川野議員にお答えします。

嘉島町の将来像は「自然」「食」「人」を活かした持続可能なまちづくりです。町の豊かな水源と緑、そして歴史文化を守りながら持続可能な発展を目指しています。この基本理念に基づき、以下の3つの柱を軸に将来像を描いています。

1 水と緑あふれる心やすらぐまち

浮島水辺公園・六嘉湧水群や井寺古墳など嘉島町の豊かな自然環境は保全し、活用することで町民が安心して暮らせる美しいまちづくりを進めます。

2 活気に満ちた魅力ある産業のまち

商業施設や工業団地を活かし雇用を創出するとともに新たな産業の育成や農産物を活用した食育や農産物のブランド化や農業の最新技術を導入したスマート農業にも力を入れ、地産地消を推進して町の経済を活性化させます。

3 人と文化が輝く豊かなまちづくり

子育て世代の支援、高齢者の福祉を充実させ、健康で生き生きと暮らせる環境を整備します。また、伝統文化の継承や新しい文化活動を支援し人と人とのつながりを大切にします。

将来像を実現するために嘉島町は以下のような取組みを特に重視しています。

県・市・他町村と連携して渋滞エリア緩和等の道路網を整備し交通の利便性を高めます。

防災機能の強化、安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりを目指し、住民へ災害等の啓発活動を積極的に行う。また、国・県へ河川の整備及び避難所の確保等防災教育に力を入れます。

健康と福祉の充実は、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムを推進し、健康づくりのための施設やプログラムを充実させます。

持続可能な社会の形成、自然エネルギーの利用促進やゴミの減量化など環境に配意し、取組みを積極的に行います。

嘉島町はこれらの取組みを通して住民が「住んでよかった」と思えるような魅力的なまちを目指します。

以上で回答を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今、町長の方からご回答をいただきました。「自然」「食」「人」を生かした持続可能なまちづくりを目指すとの回答でした。また、本町の財産である豊かな水を守りつつ、商業、工業、農

業の産業をより発展させ、町の経済を活性化させることで子供から高齢者に至るまで住みやすい環境を整えていくという意思を確かに受けました。この都市計画マスタープランというのが嘉島町も初めて作る計画ですので、なかなか分かりにくいとは思いますけれども、今ちょうど町民のアンケートを実施されているというところでございまして、広く意見を聞くということは非常に大事なことだと思っております。ただ本来、このマスタープランっていうのは本町の都市基盤をどのように作っていくのかが最大のテーマだというふうに私は考えます。町全体の地形や近隣市町の都市計画にも深く関わってくるのではないかというふうに思っております。また町長の認識のとおり、交通渋滞の緩和や自然環境の保全あるいは優良農地の確保と住宅開発や企業立地の区分分け等にもさまざまな視点から計画の作成が求められるんじゃないかなというふうに思っております。是非、議員も各地域代表みたいなところもございますので、議会のほうを協力しながら、あと各地区には区長さんはじめ区の役員の皆様もおられます。そういうところともいろんな意見を交わしながら、どういうまちづくりにしたら将来的、これはもう10年後20年後先の嘉島町の未来像を描く計画でございますので、その10年後20年後が輝くような嘉島町になってもらいたいなというふうに思っておりますので、是非良いマスタープランを作成されることを望みまして私の質問を終わります。以上です。

○議長（境野隆文君） 以上で、川野議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おはようございます。3番 穴井です。私から3点質問させていただきます。

まず1点目、地域活性化施政策と地域おこし協力隊制度の導入可能性についてお尋ねします。

- ① これまで町が行ってきた地域活性化対策の成果
- ② 本町が認識する地域活力の課題について
- ③ 地域おこし協力隊制度について、これまでの検討状況
- ④ 制度を導入しない場合の理由と今後の方針
- ⑤ 地域 PR・交流人口増加策として「ゆるキャラ活用」を検討できないか

質問の要旨ですけれども、本町は人口増加が続いている一方で、地域資源を十分に活かしきれていないのではないかという印象があります。以前でも一般質問のほうでさせていただきましたけれども、住民が休日に町内で経済行動を行い、地域に還元される仕組みも本当に弱いと感じております。商工会、地域農家、自治会との連携をより強化し、他町の直販イベントやNPOとの協働、伝統ある祭りへの積極的支援など、小さな取組みから始めることは可能ではないかと考えます。地域おこし協力隊制度の導入を含め、本町の地域活性化の方向性と具体的な取組み方針についてお尋ねいたします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。3番 穴井議員の質問にお答えします。

まず、これまで町が行ってきた地域活性化対策の成果といたしましては、本町では昭和63年にまちづくり構想「水辺の郷をめざして」を策定し、湧水や河川等の豊かな水環境を活かしたまちづくりを進めてきました。そこから現在に至る37年間において水害常襲地帯からの脱却を図り、子育て支援や区画整理事業の実施などさまざまな地域活性化の取組みの成果として、多くの企業が立地し人口が増加している魅力あるまちづくりにつながっていると考えております。

次に本町が認識する地域活力の課題についてでございますが、これまで増加を続けている本町の人口も2040年ごろをピークとして、その後減少するという一方、高齢者人口は増加すると推計をされております。将来的に人口減少・少子高齢社会に突入していくなか、地域活力の観点からは地域の担い手の減少によって地域経済の衰退やサービスの低下などさまざまな課題が生じると考えております。こうした課題解決のため、まちづくりの基本理念である「活力とうるおいに満ちた田園文化都市・住んで良かった！水の郷 嘉島・」の実現に向け、魅力あるまちづくりを進めていく必要があると考えております。

次に③の地域おこし協力隊制度について、これまでの検討状況及び④の制度を導入しない場合の理由と今後の方針でございますけれども、地域おこし協力隊制度は都市部から過疎地域などの条件不利地域へ移住し、一定期間の地域活動のあと、その地域への定住・定着を図ることを目的として、平成21年度より開始された制度でございます。地域おこし協力隊につきましては人口減少や高齢化、過疎化が急速に進む地域においては都市部の人材を有意義に活用できる点からも一定の効果があると考えられます。これまで先

行事例を参考に検討してまいりましたが、今のところ本町での活用実績はありません。地域おこし協力隊を効果的に活用するには具体的な施策の決定、ミスマッチを防ぐための募集・選考、自治体と地域、隊員で明確な目的意識の共有が必要であり、また隊員は移住し、慣れない生活のなかで地域協力活動に従事することになるため、自治体は隊員を受け入れる際には業務面のみならず、生活面を含めてサポートすることが重要となります。現在本町の受入体制は人員、予算ともに十分とは言えない状況でございます。制度活用につきましては今後の状況に応じ、総合的に判断し検討してまいりたいと考えております。

⑤の地域 PR・交流人口増加策として「ゆるキャラ活用」を検討できなかでございますけれども、ゆるキャラを新たにつくる場合、何を目的にどのような活動をしていくか、そしてその活動に対する予算はどうかなど、予算、人員を含めた体制、そして戦略も必要だと考えます。ゆるキャラの必要性も含めてその議論に至っておらず、現段階でゆるキャラをつくることは考えておりませんが、将来的に必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございました。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組みです。地域おこし協力隊を任命するのは各地方自治体であり、活動内容や条件、待遇は募集自治体によりさまざまです。任期は概ね1年以上3年以内のところが多いようです。傍聴にいらっしゃっている方に詳しく地域おこし協力隊の内容を説明させていただきました。まず、高森町は物価高騰の支援策として、いち早くお米を町民に配布するなどを実施しました。これは、地域おこし協力隊の話ではないんですけども。そして、つい先日ニュースになりましたけれども時代に逆行の新校舎増築との見出で高森高校のまんが学科の新校舎が完成しました。廃校、分校化と言われた公立高校が競争率なんと4倍となっているそうです。地域活性、地域の魅力発信につなげています。本町は、これまでの水害常襲地帯からの脱却の点は本当に喜ばしいことで、これは良いとして、2040年をピークに人口減少や地域活動の担い手不足が進むなかで地域の活力を維持することは喫緊の課題であると考えます。その1つの手段として、地域おこし協力隊制度があります。しかし、今の答弁のように予算が不安である、伴走支援の体制が整っていない、ミスマッチを防ぐために準備が必要といった理由で制度導入に後ろ向きな姿勢であります。もちろん、これらが課題であることは理解します。しかし、これらの課題は本町だけの特別な問題ではなく、全国の自治体が抱えながらも工夫して制度を運用しています。地域おこし協力隊の活躍先の資料を他の議員から頂いたところでございますけれども、熊本県の場合、令和6年度の資料にはなりますけれども、ここに一覧表があります。九州の地域おこし協力隊の受け入れ先の一覧表があります。熊本県の場合、45市町村のうち43の自治体で受け入れを行っております。その人数、327名だそうです。43というと受け入れを行っていないのは2自治体だけということになります。調べましたら嘉島町と長洲町のようです。余談ですけれども、議会がタブレット化になっていないのも、この嘉島と長洲町の2町ではなかったかなと思います。隊員の人数は近隣の町ですと御船町は22名、山都町も22名、小国町は12名。先に述べました高森町は、これは令和6年度のですので、まだ増えているかもしれませんけれども、なんと45名という驚きの数字です。冒頭に話した驚きのニュース、なるほどと頷けるわけです。

答弁にありました、1点目の予算について、地域おこし協力隊は私の調べではありますけれども、隊員1人に最大480万の国の財政支援がある制度で自治体負担は比較的小さいとされています。にも関わらず予算が不安とされるのは具体的にどの部分を指していらっしゃるのでしょうか。どの経費が負担となり、どのような施策、試算を行った結果、本町として難しいと判断されたのか疑問に思います。

2点目の伴走体制について伴走支援ができていないという点も挙げられておりますけれども、しかし他自治体では地域団体との協力、外部コーディネーターの活用などさまざまな工夫で体制を整えいらっしゃいます。本町で体制構築に向けてどのような検討を行ったのか、検討をしていないのか、そういったところも疑問に思うところでもあります。

3点目、ミスマッチ防止についてですけれども、募集・選考、目的意識の共有が必要という点も述べられましたけれども、これは協力隊を導入するうえで全国どこでも通常のプロセスとして行われていることです。本町に特有のハードルがあるのでしょうか。本町としてミスマッチ防止のために何が不足しており、どこが導入の障壁になっているのかと私個人は考えます。

4点目、状況に応じて総合的に検討するというちょっと抽象的な姿勢について、今後の状況に応じて総合的に検討すると述べられていますけれども、今後何を検討するのか、いつ検討するのか、どの条件を満たせば導入に踏み切るのか、または町として導入の可能性を閉じるのか、それとも前向きに改善していくのか、さまざまご検討いただきたいと思います。

全国の自治体が人口減少や地域の担い手不足に直面するなかで地域おこし協力隊制度は外部の力を取り込み、地域活性化を図る重要な手段です。本町も同じ将来の課題を抱えている以上、できない理由ではなくすればできるのかという前向きな姿勢が必要だと考えています。繰り返しになりますけれども、本町だけが導入できない特別な理由があるのか、あるとすればその理由は何か。そしてそれを解消するために具体的に何を進めていくかいくのかをしっかりと考えていただければと思います。そして、ゆるキャラの件です。答弁のなかでは必要と感じないというような答弁だったかなと私は感じましたけれども、子ども議会で同様の質問があったそうでした。私はとても嬉しく思いました。中学生も同じ質問しているということは住民ニーズがあるということです。若い世代が地域の魅力発信に関心を持っているという証拠です。若者の声を大事にしていただきたいと思います。今一度ご検討を願えたらと思います。以上で1つ目の質問終わります。

2つ目です。町の防犯対策においての認識と課題把握についてお尋ねします。

- ① 設置要望や防犯上の不安についての把握
- ② 財政負担を考慮の上安心安全対策について

お尋ねいたします。質問の要旨としましては、本町は数十年前の人口減少期から回復し、現在では人口1万300人を超えるまでに至ったことは大変喜ばしいことあります。しかし、農業を中心とした産業構造のなかで、住民からは「夜間に街灯が少なく、町全体暗い箇所が多い」「安心安全のために毎日の下校時間に高校生を迎えるにいく」との声、相談が寄せられております。安全部への不安が指摘されています。

これらの住民の声について、町としてどのように認識しているのか。また、防犯対策や街灯整備について財政負担を考慮したうえで、今後段階的な整備や優先順位をつけた計画を策定する考えがあるのかをお伺いします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） おはようございます。総務課長の永田です。よろしくお願ひいたします。3番穴井議員の質問にお答えいたします。

当町の防犯灯の設置については、小中学校の通学路の防犯灯は町で設置し、町で管理。また、集落内の防犯灯については町が設置し、区で管理していただいております。区管理の防犯灯につきましては、区長が地域住民の要望、必要性を検討し、区からの要望を受け、町が設置します。住民から直接町に要望があったときも、区が管理する場所であれば区で必要性を検討する必要があるため、その方にはまずは区長に要望するように教示しております。今後も町独自の計画でなく、住民の意見が反映できる現在の制度を継続していきたいと考えております。

また今年度におきまして、すべての防犯灯においてLEDへの改修を行っており、今後における維持管理の負担軽減が図られるものと考えております。また防犯対策としましては、令和2年度から防犯カメラ48台の運用を開始しております。防犯カメラの運用により、交通事故の状況や原因の解明、各種犯罪の事件解決、行方不明事案の解決などの効果が現れており、防犯カメラは安全で安心なまちづくりのために必要不可欠なものとなっております。

今後町の人口増加に伴い、警察、区長、学校関係者などと検討協議し、必要な箇所につきましては新たに設置するなど対応していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 永田課長のほうからの答弁、区長に要望、それから必要性を検討、区から町へ要望、町が判断して設置という一見すると仕組みとしては正しいけれども、防犯対策としては不十分な構造ではないかと私個人的には思います。ご相談の家庭の状況を紹介しますと、「うちは水前寺の高校に通っておりますが、体力作りも兼ねて自転車通学をさせていますが、部活をして帰るとどうしても暗く、熊本市のあるところのセブンまで毎日毎日迎えに行きます。自転車を乗せて帰ります。三郎無田から下六嘉に帰る道路がどこを通っても暗く危険です。浜線経由で帰らせたこともありますが、鯰から下六嘉まで向けての幹

線道路は自転車の専用道路がなかったと思い、ほかの道を選択すると、これまた暗くて怖がります。毎日の通学で同じ時間帯に帰るので、それを見て、覚えることもできると思い、(狙われやすいという意味だと思いますんですけども) 田んぼに倒されても見つけるのは難しいと思うので、私が毎日迎えに行きます。考えすぎかもしれませんけれども、やはりまさか自分にと思ってもないことが自分に起きたことがあるので、田んぼ道は怖いです。大きな道路には電気はありますが、それを曲がって東小下六嘉方面に行くと電気も少なくほぼ真っ暗です。もっと明るくして欲しいです。車にも十分気をつけて行っていますが、下六嘉から三郎無田の道路は通学路の旗を立てていただいているが、車は飛ばすので子供は何度も車に怖い思いをしたと話しています。」といった保護者の過去のご自分の怖いご体験もあり、こういったご相談をいただきました。

私自身も高校生時代に不審者に怖い目にあったことがございます。高校生ということもあります、声を出せずになりました。声を出さずにいたことで命だけは助かったのかもしれませんと、今は思っております。こうしたこと、我が家の周りの20時30分ほどの写真をちょっと撮ってみました。これはマジックで塗ったものではないです。傍聴の方も。これマジックで塗ったものではないです。20時30分の我が家の周りの状況です。全く見えません。真っ暗です。40年も50年も変わらないのではないかでしょうか。これは区長に声が届いていないからなのでしょうか。町が受け身になってしまってはいませんか。特に高校生など弱者の安全確保は、区から要望が出ないと町は動けないとというのでは町の主体的な安全対策として弱く見えます。区長さんなども大変頑張っていただいておりますけれども、理事会は厚生委員の年齢層が高く、高校生の登下校導線を十分把握していない場合が多いのではないかでしょうか。つまり、高校生が感じる危険は区長が必ずしも把握されていないため、要望が上がらない可能性があります。結果として、危険箇所の取りこぼしが発生するといったことになりかねません。最近の事件の性質は生活圏の変化から生じておりますし、夜道での事件は街灯不足、死角の多い歩道、防犯カメラの不設置、人通りの少ない導線などが原因です。これらは、町が統合的に地図データとして把握しないと改善できないと私は思いますので、区単位での要望方式、今のこの時代、この方式では限界があると感じております。高校生も当然ですが、町民であります。公共空間の安全確保は町の直接な責務です。要望待ちだけでは努力義務が十分とは言えないのではないかというのが私の根拠です。予防的設置の必要性を感じております。事件後ではなく、事件を未然に防ぐための予防的な設置が重要です。区からの要望待ちでなく、町が先行して整備の必要性を判断すべきでないかと思いますので、早急的なご検討をよろしくお願ひいたします。

3つ目の質問に移らせていただきます。物価高騰対策における本町独自の住民負担軽減策についてお尋ねいたします。要旨としましては、全国的に物価高騰が続き、生活困難を抱える住民も見られる現状であります。国もさまざまな対策を行っておりますけれども、社会保障費の増大などにより財政は逼迫しており、全国一律の支援だけでは地域特性に合わせた十分な支援が届かない部分もあります。そこで、本町として町民生活の負担を軽減するための独自施策の検討状況についてお伺いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 3番 穴井議員の質問にお答えします。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続き、家計への影響が大きくなるなか、国においては地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が創設されました。この交付金を活用した本町における今年度の取組みといたしましては、食材費高騰による給食費の値上がりを抑制するための補助やLPガス使用世帯への補助、町内防犯灯のLED化などを実施し、家計負担の軽減を図っているところです。

また、11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策では重点支援地方交付金の拡充などが盛り込まれました。本町におきましては、この交付金を活用して各世帯に町内で使用できる商品券を交付する事業及び全国で実施される物価高騰対応子育て支援手当に上乗せするかたちで支給を実施したいと考えております。今後、国の動向を注視し、速やかに経済対策が執行できるよう、ご質問の独自施策も含め効果的な施策の検討を進めております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 町長ありがとうございます。先ほど全員協議会のなかで、町の方向性が示されましたけれども、本議会のなかでは上程が叶わず、私の質問のなかで町長の答弁がはっきりしたもののが確約が

いただけるのかと私は思っておりましたので、切り返しの答弁も特に考えておりませんでしたけれども。重点支援地方交付金ということで、ご答弁のとおり2025年11月の2025年総合経済対策の一環として、この交付金の大幅拡充が決定したということはすごく私個人的には嬉しく思っております。ホームページを見ました。政策ファイルには、「強い経済を実現する総合経済対策」サブタイトルは「日本と日本人の底力で不安を希望に変える」となっておりました。拡充の中身には、先ほど全員協議会のなかで議員の方は皆さん聞いておられると思いますけれども、傍聴にいらっしゃっている方のために説明しますと、低所得世帯支援枠の充実、住民税非課税世帯の給付などや食料エネルギー価格高騰対応子育て世帯支援、公共料金ガス水道などの補助、学校給食費補助、中小企業小規模事業者の賃上げ支援、地域公共交通や観光など地域経済支援など多岐にわたる支援メニューが含まれているところであります。特に今回、新たに中小企業小規模事業者の賃上げ環境整備が推奨メニューに加えられているということも特色かなと私個人的には思いました。国からの推奨メニューは示されております。自治体毎に必要とされる事業は違うため、自分たちの地域に本当に必要な支援を選択できるということがこの支援交付金のいいところであるかと私は思います。住民にとって地域ごとの実情に応じた支援が受けられると。自分の住む自治体できめ細かな支援の恩恵を受けやすくなるということだと思います。上程がなされなかったので、今後どういうかたちになるか分かりませんけれどもなるべく早い、皆さんに朗報がお届けできるように町長よろしくお願ひいたします。

○議長（境野隆文君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、2番 木下 武議員の質問を許します。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） おはようございます。2番 木下です。私のほうからは豪雨時の避難情報と避難体制について質問させていただきます。

1点目、ハザードマップの伝わり方について危険区域が示されていても、自分の家はどの段階で非難すべきなのかが伝わっていない場合があります。町として行動につながるかたちで伝える工夫をされる考えはありますか。

2点目、避難所の場所について浸水が想定される区域のなかに避難所がある場合があります。より安全な場所に配置する、あるいは分散させるなど見直しを検討しているか伺います。

3点目、避難段階ごとの逃げ先の整理については高齢者や要支援者は早めの避難が必要ですし、危険が迫ってからの避難先は別になると思いますが、町としてどの施設をどの段階で使う想定なのか伺います。

4点目、河川水位の見える化については、水位や雨量を住民が自分で確認できると判断しやすくなります。WEB、スマホ通知、ライブ映像などリアルタイムで確認できる仕組みを整備する考えはありますか。

5点目、防災拠点の整備について、浸水の影響を受けにくい場所に災害対応の拠点となる施設を整備する考えはありますか。非常用電源、通信機能、備蓄、福祉避難所、ボランティア拠点など町が必要と考える機能についても伺います。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 2番 木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在配布しておりますハザードマップには警戒レベルと防災気象情報のなかに警戒レベル1から5に応じて避難などの住民がとるべき行動などが記載されています。住民の方々には警戒レベルに応じてとるべき行動をとってもらいたいと考えております。また情報の入手先、避難の考え方、避難のポイント、自宅に留まるポイント等の記載もありますので、そちらも参考にしてもらいたいと思います。また、これらを掲載したハザードマップを住民の方へ浸透させるため、再度広報活動など徹底をしていきたいと考えております。

次に避難所の場所についてですが、嘉島町の指定緊急避難場所13箇所のうち洪水災害での使用可能な場所は4箇所、条件付きで使用可能な場所が7箇所、使用不可の場所が2箇所あります。今年8月の豪雨災害時には避難所として保健センター、町民会館を開設いたしましたが、状況に応じてより安全な場所である、下六嘉コミュニティセンターや災害協定を締結しておりますサントリーなどの活用も考えております。

次に高齢者や要支援者に対しては、まず嘉島町民会館を避難所として設置し、住民に対し高齢者避難を発令いたします。今年8月の豪雨災害時には、夜間に発令すると二次災害の被害があつたため、明るくなつてからの避難指示を発令しましたが、昼間であれば状況に応じて高齢者避難、避難指示と段階的に発令をしていく予定です。また、被災状況や避難状況に応じて町民体育館や各小中学校などを順次避難場所とし

て解放することとしております。

次に、災害状況の確認方法ですが、現在国土交通省が提供する川の防災情報サイトにおいて、嘉島町周辺に設置された水位観測所の河川水位を誰でもリアルタイムで確認することが可能となっております。このため、嘉島町といたしましては同様の機能を有する新たなシステムを整備することは現時点では考えてはおりませんが、住民の皆様に河川水位情報を適切に把握していただくために、嘉島町のホームページ上に防災に関するページを開設し、簡単にアクセスできるよう検討中であります。災害状況を正確に把握することは防災上、大変重要であると認識しておりますので、必要な情報が住民の皆様に幅広く届くように取り組んでいきたいと考えております。

最後に防災拠点の整備についてですが、現在、浸水の影響を受けにくい場所に災害対応の拠点となる施設を検討中ではありますが、9月議会での一般答弁でお答えしましたとおり、嘉島町におきましては浸水する可能性が少ない企業としましてイオンモール熊本とサントリービール株式会社があります。令和3年にサントリービール株式会社と災害時における飲料水の供給協力及び一時避難場所の提供に関する協定を締結しており、サントリービール工場株式会社の所有する敷地の一部を一時避難場所として要請することができます。また、平成18年にはイオンモール熊本と災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定を締結しており、イオンモール熊本の駐車場を避難場所として提供してもらうことができます。今後、大雨の状況に応じて両企業を一時避難場所としての利用を含め、検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（木下武君） 議長。
○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） ご答弁をいただきましたが、現在の周知体制や避難所体制、災害情報の提供のあり方は住民の命を守るにはまだ十分とは言えないと感じています。

まず、ハザードマップについてです。たしかに警戒レベルごとの行動や避難のポイントは記載されていますが、書いてあるだけでは住民にはなかなか伝わりません。どのタイミングで避難すればいいのか分からぬという声が今も多く、これは町の情報が十分に届いていないという証拠です。住民が自分はこう動くべきだとイメージできるもっと分かりやすい伝え方が必要だと考えます。

次に避難所についてです。ご答弁にもありましたように、嘉島町の指定緊急避難所は13箇所ありますが、そのうち洪水のときに安全に使えるのはわずか4箇所で、条件付きが7箇所、使えない場所が2箇所あります。町民にとって、この数字は非常に不安を感じさせるものです。今年8月の豪雨で開設された避難所も、もし水位がさらに上がっていたら本当に安全だったのか私は強い疑問を持っています。必要に応じて下六嘉コミュニティセンターや企業の協定施設を使うという答弁もありましたが、災害は町の想定通りには進みません。必要になってから考える姿勢では住民は安心して避難できません。どの状況ならどの避難所を使えるのか、何人受け入れられるのか、アクセスが難しくなった場合はどうするのか、こうした点をもっと具体的に示すことが必要です。

そして、災害情報の確認についてです。国交省の川の防災情報を使えば水位が分かるとのことですですが、問題は住民がその情報にスムーズにアクセスできるかどうかです。特に、高齢者にとって災害時に複数のサイトを探することは大変大きな負担です。ホームページに防災ページを検討中ということですが、検討中では住民の不安は解消されません。災害は待ってくれません。すぐに使える、迷わずアクセスできる仕組みを整えるべきです。

また、企業との協定は大変ありがたいことですが、あくまでも補助的なものです。町として浸水しない防災拠点をしっかりと確保し、災害時の中心となる場所を明確に示すことが重要だと考えます。また、避難場所の確保という点では嘉島町には東部台地という浸水の影響を受けにくい地形の地域があります。この地域にはまだ開発が進んでいない場所も多く、こうした土地をうまく活かすことで大きな予算をかけずにまずは最低限の防災機能を整備することができるのではないかと考えています。例えば、車中泊ができるスペースの確保、マンホールトイレが使える環境を整えること、応急的に使える水道を設置しておくこと、こうしたすぐに使える避難の足場作りを行うだけでも住民の安心感は大きく変わります。東部台地のような浸水の影響を受けにくい場所を町としてもっと前向きに活用していただきたいと考えています。

災害の時に本当に必要なのは情報があることではありません。住民の皆さんが迷わず行動できるようになることが1番大切です。そのためにも必要な情報を1箇所で分かりやすく見られる仕組み、誰でも使える防災ページの早期整備、町が主体となって安全な防災拠点を確保すること、避難所が本当に使えるのか事

前に見える化すること、東部台地など安全性の高い土地の有効活用、こうした取組みを町の責任として住民の命を守るために早急に進めていただきたいと強くお願ひ申し上げます。

以上で私の質問終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、木下議員の質問を終わります。続いて、7番 満田 和浩議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） おはようございます。7番 満田より一般質問を行います。

まず1問目、熊本都市圏南連絡道路に対する本町の取組みはということで、熊本都市圏の新たな3つの高規格道路として令和元年よりネットワーク検討会が発足され、令和3年には新広域道路交通計画の策定、同11月より調整会議や経済効果等検討委員会を経て、令和4年8月には熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会が発足しております。イメージ図を見ますと、嘉島ジャンクションから熊本市中心部をつなぐ高規格道路とうかがえますけれども、まちづくりをメインに渋滞緩和、防災対策など地域の発展に大きく寄与すると考えられ、長期的な人口増や企業誘致の強みにも繋がります。国、県、市との連携を踏まえどのように町独自の構想や発展に対し、実現に向けた取組みと考えをお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 7番 満田議員の質問にお答えします。

熊本県と熊本市において令和3年6月に策定された熊本県新広域道路交通計画では、熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ、10分・20分構想を掲げ、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路の3つの高規格道路を熊本市都市圏における新たに必要な広域道路ネットワークとして位置づけられました。また、令和4年8月には早期実現を図ることを目的として、熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会が設立され、本町も会員として参画しています。本協議会の活動として令和7年11月には国土交通省や熊本県関係国会議員へ早期実現への最大限の支援や道路計画検討に係る技術的支援の要望活動が実施されているほか、概ねのルート帯の位置や主な道路構造等の概略検討をするための有識者委員会が開催されているところです。ご質問の熊本都市圏南連絡道路については、整備されることによる本町への効果が大きく、渋滞緩和はもとより、物流・人流の効率化、地域経済の活性化、防災力の向上などが期待できます。

本町におきましても、熊本市中心部と嘉島ジャンクションを結ぶ高規格道路として整備されることを強力に要請していくことを現在の第6次嘉島町総合計画においても重要施策として掲げておりますので、早期実現に向けて、熊本県、熊本市への連携協力を図るとともに、町内においてもさまざまな情報を町民へ発信し、機運醸成につなげていきたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） この計画は数十年に一度の大きな町の発展に寄与するものです。熊本県の道路整備課の担当者とも情報交換しましたけれども、熊本県は今TSMCの進出による、熊本都市圏北部地域の道路整備に優先性の動きがあります。早期実現に向けては町長の答弁にもございましたが、国・県、該当自治体とも連携協力を、町長自ら旗振りに徹してもらって、しっかりと本町としての要望事項を確立して機運を高める必要があります。路線案としてはインターチェンジ案に関しても、これから3パターンほどを素案として分析されて、具現化の方向フェーズです。アンケートにおいても、全体で1万9,000件ほどの回答があったみたいですし、嘉島の住民からも2,800枚の配布に対し518件ほどの約19%ですけれども、比率の高い回答を集めているようです。利便性向上や渋滞、弊害等解消を中心に町民の関心も高く、本町の明るい未来像として期待しておりますので一致団結して、この具限化に向けた事業推進をお願いします。

次の質問に移りたいと思います。国民健康保険の現況と課題ということで、要旨としまして、本町における国民健康保険の被保険者数は減少傾向であるものの、1人あたりの医療費は増加傾向にあり、厳しい運営状況が続いております。特別会計単年度実質収支においても令和4年は336万円、令和5年は339万円、令和6年は3,400万円の赤字を計上しております、本年も同様な赤字が予想され、基金残も減少傾向であるようです。持続可能で安心して町民が医療サービスを受けられる環境整備が求められますが、財政健全化を含め、どのようにして給付の適正性・公平性の確保を保っていくのかお尋ねします。

○町民保険課長（増永貴士君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増永町民保険課長。

○町民保険課長（増永貴士君） おはようございます。町民保険課長の増永です。どうぞよろしくお願ひいたします。7番 満田議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険は被用者保険同様、町民の医療の確保と健康の保持や福祉の向上に大きな役割を果たしており、いわば公的医療保険制度の最後の砦であります。しかし、これまで財政単位を市町村としていたこともあり、小規模保険者について財政が不安定になることや過疎化による小規模市町村の増加、医療機関の偏在により医療給付費の格差が生じておりました。こうした問題に対し、保険財政の安定化や保険料の平準化を図る観点から平成30年度国民健康保険法が改定され、都道府県が財政運営の責任主体として役割を担うこととなり、市町村においては資格管理、保険給付、保険税率の改定や賦課徴収、保険事業を引き続き担うこととなりました。

嘉島町の国民健康保険特別会計においては満田議員がご指摘のとおり、実質的単年度収支額が令和4年度-336万円、5年度が-390万円、令和6年度になると-3,400万円となり、1億5千万円ある療養給付費等基金から昨年度10年ぶりに2,300万円の基金取崩しを行いました。要因の一つとして、平成30年度より県内保険税率統一に向けて、熊本県が市町村ごとに標準保険税率を示しており、その保険税率を基に各市町村に納付金を支払うこととなっております。令和6年度から8年度にかけて、段階的に納付金の激変緩和措置が終了することに伴い、この基準に満たない市町村は実質収支が赤字になるように算定されております。嘉島町は平成30年度以降税率改定を行っておらず、県が示す標準保険税率からは定額分ではありますが、均等割・平等割だけでも8,400円の乖離が見られます。管内では今年度、御船町、甲佐町が保険税率改定を実施しております。

嘉島町におきましても、8月に国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催し、そのなかで委員の皆様には国保財政の適正化を図るため、保険税率改定の必要性を説明させていただきました。このような今般の財政状況を踏まえ、令和8年度より標準保険税率への税率改定案を翌年3月議会に提案させていただく予定でございます。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 詳しく説明をいただき、今後のスケジュールと合わせて大まかな財源減少が理解できました。物価高の折、保険料の上昇は家計に大きく響くものではありますが、控除の観点を踏まえ、安心した社会保障制度を改めて町民の皆さんに伝えられればと思い、今回の質問をさせていただきました。また、厚生労働省は自営業者らが加入する国民健康保険料を半額にする対象原則として18歳まで広げる方針のようです。現在は小学校入学前の子どもに限っておりますが、2027年4月の導入を目指しております。半額の対象を広げた場合、国と自治体の負担は25年度の約80億から200億円程度に増える見込みです。引き続き制度設計のご尽力をお願いしまして、3問目の質問に移させていただきます。

フットボールセンター（COSMOS）の活用はということで、三郎無田南側に建設されたフットボールセンターは本年で3年目を迎ますが、官民連携事業として本町の知名度アップに関し、全国に発信力を持ち、利用者の安全、利便性など大きな反響を得ており、スポーツ推進でのまちづくりに対して貢献度が高いと思われます。多くの自治体や団体も視察に訪れ、ノウハウを研修されていますが、更にイベント等を含めた有効活用を促し、施設の拡充や職員間の情報交換を推進すべきだと考えます。この施設を本町の強みとして今後における連携であり、有効活用をどのようにお考えかお尋ねします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） おはようございます。社会教育課長の河原です。よろしくお願ひします。7番 満田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問がありました、熊本県フットボールセンター（COSMOS）につきましては、ご存知のとおりサッカーの拠点であるだけでなく、地域交流・防災・教育・文化活動など多目的に活用できる複合施設として熊本県サッカー協会と嘉島町が官民連携で整備した全国的にも珍しい施設です。このような特性を活かし、マルシェ、映画上映会、フリーマーケットなどスポーツ以外にもさまざまなイベントが行われています。本年5月には、日本サッカー協会の宮本会長が直々に視察され「運営するに当たってもたいへんいい環境にある」との評価と、「日本サッカー協会が災害支援活動する際の防災拠点として活用したい」との提案をい

ただきました。また、先月30日には熊本県サッカー協会、熊本県フットボールセンター、嘉島町の共催による防災イベントが開催されました。このイベントは平成28年熊本地震で得た教訓をもとに地域の防災力を高め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めること、地域と地域をつなぐ新たな交流のかたちを生み出し、地域に眠る資源の魅力を発信し、持続可能な地域づくりを目指すことなどを目的として開催され、嘉島町消防団やかしま太鼓保存会、嘉島湧く湧く元気クラブなど町内団体の協力と町内外から多くの方々の参加を頂いております。また、このイベントのなかで県サッカー協会、フットボールセンター、嘉島町の三者間でお互いの資源やノウハウを有効活用した協働による活動を推進することにより、スポーツの振興、健康づくり、青少年の健全育成、地域交流、地域経済の活性化及び防災力の向上に資することを目的とした包括的連携協定の締結がなされております。今後はこの協定に基づき、町としましてもフットボールセンターを活用した協働によるさまざまなイベントの開催や情報交流など更なる施設の有効活用を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君）議長。

○議長（境野隆文君）満田議員。

○7番（満田和浩君）先月11月30日にフットボールセンターにおいて防災イベント並びに防災拠点の協定締結式が開催されたことが報告されました。翌日の新聞にも朝刊にも大きく掲出されて、久しぶりに町のPRになったかなと喜んでおりました。内容的には、町としての重要度があまり感じられないのかなという感はあります。関係団体や議会への正式な案内を含め、町民の方々への告知がなぜなされなかったのか残念に思いました。取組みの姿勢を問われてもおかしくないんじゃないかなとは思いますけれども、参加された消防団とかかしま太鼓さん、総合型のスポーツクラブの皆さん、多くの方に活動は理解してもらって、見てもらうこともやはりやりがいにつながるんじゃないかなと思います。関係者のなかには残念な気持ちで帰られた方もいらっしゃいます。来年は熊本地震から10年を迎え、記念行事も考えられますので、防災意識の啓蒙にもつながりますので、一部だけで行事を終了して、広報紙等ではまた報告は載るとは思うんですけども、町民参加型のイベントの遂行を担当課は意識を持ってお願意したいと思います。

また、前回9月議会においてもフットボールセンターに対する懸念の声が大きくなっているという質問もありました。これに対しては社会教育課長のほうから丁寧な答弁もあり、施設の経費面とか価値や建設の経緯を理解されたことだと思いますけれども、施設の周辺を含めた更なる整備が必要だと思います。私もサッカーファミリーの一員として嘉島町にフットボールセンターを招致する、また建設準備委員会のメンバーとして、私が議員なる前からずっと活動していたんですけども、スポーツ団体の役員としてすくけれども、地域活性化等競技の準備委員会のメンバーとして活動していましたけれども、地域活性化等競技力向上に主眼をおいて情熱を持って各種団体や個人に対して寄附金が9,000万ほど募って、銀行の借入等も含めると7億ほどの建設資金の調達や投資の協力に邁進しました。前町長の理解と決断もあって、スタートから完成まで7億円はかかったんですけども、ボランティアがメインで、育成や競技運営等を行う団体のマンパワーを嘉島町の皆さんにも理解していただきたいところであります。この施設は一企業の誘致と同じようなものであり、スポーツで町発展に寄与することは大きな町のPRにもつながります。全国の自治体や団体も官民連携事業として見本として研修・視察に訪問され、施設の職員も対応に追われるような現状もあります。更なるハード面、ソフト面の充実に連携が必要だと思います。

関連して近年の競技力面ですけれども、本町で60年を迎える社会人チーム、ジュニアチームも、熊本県内でトップクラスの成績を収めるようになり、先日は熊本県サッカーリーグで嘉島クラブが優勝を収め、来年開催の天皇杯予選や九州大会に熊本県代表として出場されます。役場の職員さんも数名いらっしゃいますので誇りに思うところではありますけれども、若手の活躍が私たちに元気をもらっているところであります。長らく嘉島町もタレント不足ではありますけれども、近い将来、嘉島町出身のスーパースターが現れることも期待され、みんなが選手を応援して、誇りに思うことが地域の価値や活性化に大きく影響をもたらしてくれるのではないかと期待しておりますということで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（境野隆文君）以上で、満田議員の質問を終わります。続いて、4番 齊藤 進議員の質問を許します。

○4番（齊藤進君）議長。

○議長（境野隆文君）齊藤議員。

○4番（齊藤進君）おはようございます。4番 齊藤です。町道及び農道の雑草に対する管理の啓発につい

て質問します。

町道の維持補修工事については年度当初に業務が発注され、点在する小規模な現場を対応されています。しかし、ここ最近は町道歩道の雑草対策が追い付いていないと感じています。また、雑草の繁茂により交差点部の視界不良や道幅が狭まることによる車両の離合の妨げになっているところも見受けられます。以前はこうした軽微な作業に対して即座に対応できる任用職員が配置されており、日々目立った箇所は即座に作業をされていました。今後再び、このような軽微な作業に従事する任用職員の採用はできないのでしょうか。

また、宅地や農地など民地からの雑草や樹木が道路に出ていることで通行に支障を及ぼすケースもあります。民地から伸び出る雑草や樹木を町が管理することは難しいと承知でおりますが、通勤・通学などの生活道路利用という観点から維持管理についての指導はできないのでしょうか。

また、町として広報などによる啓発活動を行い、町民等の理解を求め、意識を高めることで事故などを未然に防ぐことができると思います。

農道、町道における雑草、樹木問題について町の考え方を質問します。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。4番 齊藤議員の質問にお答えします。

これまで、町道などの身近な地域の除草作業におきましては行政区や企業ボランティアの皆様にもご協力を頂きながら環境美化に取組んでおります。ご質問のとおり、令和5年度までは町道敷の雑草対策や道路陥没補修などの比較的軽微な作業、かつ早急に対応が必要な現場は屋外作業や機械の取り扱いに長けた会計年度任用職員の協力のもと迅速に対応しておりました。しかし、当該職員の配置転換に伴い、これまでにおける対応のスピード感が低下したのはご指摘のとおりでございます。町道の除草作業は維持補修工事の一環においても対応しており、雑草が繁茂する頃合いにより現場作業を行っております。限られた予算のなかでの対応となりますので、春・夏頃と夏・秋頃の計2回を基本としておりますが状況によっては追加の除草や職員による現場対応も行っております。ご提案のとおり、町道維持管理などの現場作業に特化した任用職員を配置できるのが理想ではありますが、厳しい財政状況のなかにおいて安定的に、また屋外作業に長けた人材を確保するのは難しい状況にあります。今後は雑草の繁茂を抑制する取組みとして、雑草の温床となる堆積土の撤去や除草剤散布、また防草対策として張りコンクリートや防草シートの施工などライフサイクルコスト低減を踏まえた検討を行い、適正な町道の維持に努めてまいります。道路区域内の雑草、樹木が繁茂し、交差点の見通しの妨げや道路幅員を狭めることで通行に支障が生じている現場は町道維持補修工事、または職員による対応で早期に問題が解消するように心掛けてまいります。

民地から伸び出て、通行に支障を及ぼす雑草や樹木に関しては所有者の管理が前提となりますので当事者へ連絡し、管理のお願いを行っております。

また、農道は土地改良区または法定外公共物として町が財産管理を行っていますが、草刈りなど通常の維持管理は一部を除き、隣接農地の耕作者にお願いしております。このことから、雑草の繁茂による視界や離合の妨げとなっているところへの対応におきましては隣接農地の耕作者へ個別に連絡し、除草作業をお願いしている状況でございます。ご質問にあるとおり、農道における雑草への対応は農家の意識を高めることが重要と思いますので定期的な巡回による未然防止に努めるほか、現在すでに行っております広報紙による周知内容を見直すなどより良い意識啓発となるように検討を行いたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） 橋本課長、回答ありがとうございました。

私も農業を営んでおりますが、除草対策が近年非常に労働力を用しますことは肌身に感じております。現状として、町においても住民の方から苦情があつてからの対応になっているように思えますし、事務職員の方には日常的に現場に出ることは非常に厳しいのではないかと思います。財政的にも本町は基金、預金を取崩す経営を強いられております。こちらも厳しい状況も承知しております。ただ、道路等の施設の維持管理は常に必要になりますので、今後も引き続き検討をお願いします。また、民地からの雑草などの支障について、当事者への管理のお願いを行っているとのことですが、苦情等があったときは早めの対応をお願いします。特に子どもが通るところなどは事故などが心配ですので。

続いて、農道の雑草の繁茂による視界や離合の妨げになっているところは、耕作者への個別に連絡して除草作業をお願いしているのですが、連絡しても除草作業の改善が見られない場合は農地が小作であれば所有者の方がいらっしゃるので、連絡をして耕作者を交えて対応を考えてもらうべきだと思いますので、その辺のところ検討をお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終了します。

・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第52号 専決処分の報告並びに承認を求めるについて 専決第8号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第52号 専決処分の報告並びに承認を求めるについて 専決第8号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

次の議案の審議に入ります前に、議事日程の順序を変更することについて皆さまにお諮りします。

議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定についてと議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定については互いに関連しております。

この2つの議案は、議案の審議順序と内容の整合性に矛盾が生じないよう日程の順序を変更し、議案第59号を先に審議し、議案第53号を後に審議したいと思います。お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第2 議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定についてを先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第2 議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定についてを先に審議することに決定しました。

議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第59号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第53号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第54号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 増岡でございます。議案第54号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてということで条例案が出されております。2つお尋ねをいたします。

1つ目でございます。任期付職員の採用についてはどのような業務を予定されているのか、これが1つ。それから現在、建設技術の業務につきましては民間企業から技術の支援を相当な技術支援の委託料が支払われております。この新たな任期付職員の採用というのはこの委託料と合わせてのことでしょうか。2つお尋ねいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） ただ今の増岡議員の質疑にお答えいたします。今回の一般職の任期付職員採用に関する条例というところで、基本的には土木技師を考えております。現在、土木技師は各自治体においてかなり人材が不足しております。というところで、一度退職された方とかそこら辺も対象にというところで考えております。それと現在、建設課とか都市計画課に各企業から派遣で委託をしているというところになりますが、そこに替わるものとは考えてはおりません。今後におきまして、そこら辺も踏まえていければとは考えておりますが現代ではそこは考えてはいません。

以上になります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） この場から失礼します。よくわかりました。しっかり業務を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第54号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第55号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第55号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
議員の皆様にお知らせいたします。11時45分に間もなくなります。
あの審議がまだかなり残っておりますので、午前の部は議案第55号にて終了し、議案第56号よりお昼からの審議に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。それでは議員の皆様は1時30分には会場にお入りください。
午前の部を散会いたします。お疲れ様でした。

休憩 午前11時43分

○議長（境野隆文君） 時間前ではありますが、皆さんお揃いでございますので昼からの部を開催したいと思います。引き続き議案の審議に入ります。

議案第56号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第56号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第57号 嘉島町職員等の旅費に関する条例の全部改正についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第57号 嘉島町職員等の旅費に関する条例の全部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第58号 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 3番 穴井です。

議案第58号 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定について、条例の上程に對しての質疑をさせていただきます。はじめに反対ありきで質疑を行うわけではありませんので、頭を柔らかくして聞いていただければと思います。故荒木泰臣氏の顕彰記念像、以下銅像とします。本年10月に盛大に除幕式が行われ、庁舎前に堂々と設置されましたこと誠におめでとうございます。荒木前町長の功績を称えるものとして大変意義のあるものであると私も認識しております。さて、この銅像の寄附建設維持管理に関し、本条例に関連すると考えられる事項として以下の3点について質疑をしたいと思います。

まず1点目、寄附の最終的な残額などが明示されてない、公開されてないことで町民の方から一部ご不安

の声も聞こえます。結団式のときには私も会場のほうにおりまして、銅像建設のために募った寄附金が建設費を上回った場合、その残金があれば寄附をするというような趣意書みたいなものがございまして、そちらのほうには書いてありました。その差額は町に寄附されると。そこでお伺いします。町に帰属する寄附金額は最終的においくらなんでしょうか。決算として確定している額をお示しください。もし、決算として確定していないのであれば、おおよその額をお知らせいただきたい。私も住民の1人でありますので知りたいかなと思います。また、全く不明であるとすれば、この基金の条例制定をどのように考えればいいのかとお示しいただきたいと思います。

2つ目。寄附者名簿の共有、透明性は確保されているのでしょうか。寄附金、お金には名前がついてないわけですけれども、寄附者リストを町として把握して内容を確認することは透明性確保の観点から極めて重要と考えます。特に住民からは寄附者と行政の癒着、利益誘導はないかだとか、企業が寄附されて後に町から仕事などの受注の利益をもらったりとか、そういう不安だったり、1番大きい問題とするならば反社会的勢力等がそこに混入していなかったのかとか。公表されておりませんので、そういう不信感は当然住民のなかにあるのかなと。不信感につながる懸念が指摘されることは当然かなと。寄附者名簿は町として正式に共有、確認されているのでしょうか。今後されるおつもりなんでしょうか。また、審査やチェックはどの部署が行ったか、行うのでしょうかということが2点目。

3点目は銅像の維持管理。これは誰が行い、どこに費用負担が生じるのか。銅像は屋外に恒久設置されており、雨ざらし日ざらしによる劣化、清掃作業、補修、場合によっては保険。将来的な撤去費などが継続的な管理が必ず発生してきます。この維持管理作業などはどなたが担うんでしょうか。どの部署が担うことになるのか。また、年間の維持費をどの程度見込んでおられるのか、基金条例を制定するのであれば将来負担の明確化は不可欠ですので、その点を質疑させていただきます。お願いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 穴井議員にお答えいたします。

寄附金の総額の関係ですけれども、400万円の申し出があっております。精算後に入金されるということで、まだ入金が確認はされていません。そのために、本議会への報告ができません。入金が確認でき次第報告させていただきます。

2点目は、名簿の関係でございます。名簿の関係は個人情報保護法の関係でなかなか公表はできませんが相手のほうから譲り受けた場合は、また公表等をできる場合はしたいと考えております。

維持管理関係でございますが、最低400万円は寄附できると申し出がございますので、受け付けております。ちなみに銅像の維持管理費としましては、保険料が年5,000円程度を見込んでおります。掃除等に関しては毎年年末に有志の方々で行うことになっております。以上でございます。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 今の現時点で400万円残金があると。町のほうに寄附が行われ、基金として受け入れる体制をつくるための条例ということは認識があります。ただ、皆さんもご覧になったと思うんですけども、私が懸念するところは私ども全住民に公開してくださいということではありません。やはり寄附をされた方とかには会計報告なり何らかのかたちで公開されるのかなということは、私は決算報告なり出されるのかなというところは思っております。そういったお声もありますので。一番懸念するところは名簿をチェックされるのはやはり町として嘉島町を保護する守るために反社的な、もちろんそういうことはないと信じておりますけれども、そういったことが一番寄附の場合、NPOなんかもそうなんですが、そういうところの寄附金は辞退するというようなところでありますので、チェック機能がちゃんとしているのかなというところが心配でございます。

それと新聞に大きく掲載というか、広報として広告が載っておりました。令和7年12月1日、荒木前町長銅像建立委員会解散広告ということで7年の11月30日をもちまして解散いたしましたと熊日さんのほうに広告が出されておりました。とするならば銅像建立委員会という存在がもうないわけですよね。だと思います、今現在。なので通常ですと、やはり上程されたわけなのでしっかり条例の制定を見届け、寄附の譲渡を行い、そしてそこまで見届けてから少なくとも解散されるのがセオリーというか通常そのかなと私は認識しておりますけれども、早々に11月30日をもちまして解散しましたという広告も打たれましたものですから、そこは町長はどのようにお考えのかなというところと私個人的な意見にはなるんですけども、民間主導で建立委員会というのを立ち上げられまして、1年ぐらいで、2024年10月6日に有志の方が

計画されて、設置式というかそういうのをなさいまして、それから1年足らずで銅像ができたわけなんですが、私個人的には数年この建立委員会が管理をされて、数年後に町のほうに管理をしてくださいなり掃除をしてくださいなりそういったかたちでお渡しされるのかなと思ったら、もう早々に町のほうに寄贈ということで、あとは職員やってねというような図がどうも見受けられることがちょっと懸念する材料でもあります。そこら辺については町長のお考をお聞かせいただけたらと思います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 穴井議員にお答えします。

解散後も事務局は残っているようでございます。そして、税務署にも確認した上で寄附をしていただけたというようなことでございますので、あくまでも解散と寄附というのはちょっと繋がらないんじゃないかなということでよろしいでしょうか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 私は、冒頭に言いましたように反対ありきで質疑をしているわけではなく、嘉島町ひいては町民を守るためにあってはいけないこと、そういう透明性がないものですからに不安に感じることを質疑させていただきました。今の町長のご答弁だと税務署にも確認をし、解散はしたけれども事務局は残っていると。で、事務局名で嘉島町のほうに寄贈されると寄附をされるというようなお考えと私は判断しました。あとは町民の皆さんのが判断されるかと思いますので、以上で終わります

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第58号 嘉島町名誉町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてということでございますが、関連しますので議案第60号から第65号まで、いずれも本町における施設等の賃料改定の条例の制定ということで提案されておりますけれども、提案理由のなかに物価高騰の影響を鑑みというふうに書いてございます。先ほど来、一般質問等でもお話をあったかもしれませんけれども、今、国の予算で18兆円ほど物価高騰対策ということで各地方に予算を後補するということで、予定ですけれどもそういうふうになっております。そういう折に多少ではありますけれども、施設の使用料自体が高くなるということは、要は使用される町民の方の負担が増えるということになるわけでございまして、ちょっと矛盾しているんじゃないかなというふうに思ったものですから質問をさせていただきました。おそらく、施設の利用料金を年間トータルして、各施設ごとに計算しても管理運営費としては赤字だろうというのは当然想像をつくわけでございますが、このタイミングで施設利用料を上げないといけなかったということの理由と、説明がつくのであれば執行部の説明を求めるべきだと思います。

以上です。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） ただ今の川野議員の質問に答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、物価高騰のこのような状況で負担が増えるということでございますけれども、社会教育施設の利用につきましては利用される方と利用されない方の公平性を確保するために受益者負担の原則

により、施設の維持管理にかかる費用の一部をご負担いただいているところでございます。仰るとおり、利用される方にとっては負担増となりますけれども、利用されない方にとってはその分税金とかで負担するようななかたちになりますので、その辺の公平性を保つためにも今回改定を提案させていただいたところでございます。

このタイミングというのが、やはりコロナ禍前の維持管理費と使用料と比較しまして、5年経過しておりますけれども、かなり維持管理費のほうが増えております。で、今ままの使用料では町の財政に与える影響も大きいということと今後の持続可能な施設運営と行財政運営のためにはコロナ前ぐらいいの割合まで戻す必要があるのかなというところで。

それと施設使用料は重要な自主財源でございます。先ほども申しましたとおり、受益者負担の適正化を通じて財源を確保することは財政健全性を高める上でも清めて重要なことだと考えておりますので、このタイミングで改正のほうを提案させていただいたところでございます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 社会教育課長のほうからお答えをいただきました。

利用される方と利用されない方の公平性を確保するということで、使用料の値上げということを提案されたということでした。こういう使用料の値上げについて、どうしても嘉島町内にいろいろな施設がございます。町が管理する施設もあれば、各地区によっては農業用水を加工するポンプ等も嘉島町の一定の地域にはございますけれども、その電気代が非常に高騰して、やはり運営管理というのも非常に大変な時期にきておりまして、先ほど来、話をしております、国の物価高騰対策の交付金というものが各地方公共団体に交付される予定になっておりますけれども、そういうものもやはり町全体として見ていただきたい、なるべく今維持管理が大変なところには配慮していただき、そういうところも考えていろいろな施策を打っていただきたいなというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第60号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第61号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第61号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第62号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第62号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第63号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第63号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第64号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第64号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第65号 嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第65号 嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第66号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第66号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第67号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第67号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第68号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第68号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第69号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第69号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第70号 嘉島町町道の路線認定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第70号 嘉島町町道の路線認定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第71号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。5月16日に議会に提出されました給食費無償化に関する請願の紹介議員の立場で質疑いたします。

歳出の部の9款 教育費に11月10日に開催されました町内小中学校の給食費無償化についての議会説明会で町当局が示されました嘉島町学校給食費等一部無償化概要書の予算が計上されておりませんが、給食費の一部無償化の件についてはどうなったのでしょうか。質疑いたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 先日11月10日に給食費無償化問題特別委員会に三学期より1人当たり3,000円の補助を行いたいと説明させていただきました。実行まで期間が短く、事務処理に無理があるかもしれません、予算は確保しておりますので、1月から実施したいと考えております。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）で分からぬ点がございましたので、質問させていただきます。補正予算のなかで、9款 教育費 学校管理費 補正額3,527万7,000円のうちの12節 委託料というふうにありますて、移転業務委託料 東小学校811万3,000円っていうふうに記載がございます。これは単純に東小学校は今、増築をされておりますけども、そのなかでの引越し費用というふうに考えてよろしいんでしょうか。お願ひします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 川野議員のご質問にお答えします。学校教育課長の中富です。よろしくお願いします。

ご質問が補正予算書17ページ 歳出事項別明細書の9款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費 12節 委託費のうちの移転業務委託料811万3,000円についてとの内容です。

嘉島東小学校の増築校舎につきましては、今工事を行っておりまして、完成引き渡し後に一般的なもので児童や先生の机や椅子、特殊な技術や機械が必要なもので、金庫であったりコピー機などの移設、先ほど川野議員がおっしゃられたように、いわゆる引越しの費用となっております。費用の内訳の主なものとしては荷物運搬の手数料、建物に傷をつけないための養生費、ダンボールやラベル等の資材費、運搬のための車両費等などとなっております。そのなかで金額的に大部分を占めるものが手数料でございまして、約540万円となります。養生作業を1日で11人、引越し作業は1日28人で3日間を想定しております。この3日間というのは引き渡しの時期が3月後半ギリギリになり、学校の先生たちが人事異動や年度末業務で引越しに関わることができず、全て業者に頼んだ場合を想定しております。建築工事の進捗にあたっては業務に支障がない範囲で先生たちのご協力をいただきながら校内でできる分をやってもらい、業者への委託

料を縮減できると考えております。今後の工事の進捗を見ながら効率的な運用を検討していく予定です。

以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君）議長。

○議長（境野隆文君）川野議員。

○9番（川野伸一君）学校教育課長のほうからお答えをいただきました。ピンとこない金額というか、当然業者に委託すればこんな金額になるんだろうというふうには思いますけれども、約800万円ほどの引越し代というのは、一般的にはなかなか理解を得られない金額で、例えば役場に新人で入庁される職員の方2人が1年間働くぐらいの経費ということになりますので、今課長の方からも話がありましたが、極力先生方や児童そういう方々で少しでも経費がかからないようなかたちで引越しをしていただければというふうに思いましたので質問させていただきました。

以上です。

○議長（境野隆文君）ほかに質疑はございませんか。

○8番（増岡司君）議長。

○議長（境野隆文君）増岡議員。

○8番（増岡司君）続いて、一般会計補正の質疑をいたします。12ページでございます。4款衛生費1項保険衛生費2目予防費19節扶助費ということで、補正額が680万円計上されております。子供医療費扶助となっております。概数で構いませんけれども、11月末ぐらいでの医療費の子供医療費の支払金額、そして、令和7年度末には大体いくらぐらいになるのだろうかなという予測がつきますならば教えてください。

以上です。

○町民保険課長（増永貴士君）議長。

○議長（境野隆文君）増永町民保険課長。

○町民保険課長（増永貴士君）増岡議員の質疑にお答えいたします。

12ページにございます、4款1項2目19の扶助費、子供医療費扶助でございますが今現在の実績はおよそ大体1年間で約8,000万円の規模があります。そのうち、この医療費扶助の増加に伴って、今回680万円増額した部分でありますが、予算が一応9,000万円ございますので、年間として更に700万円ほど増えるというふうな予測で今回計上をさせていただきました。年間の実績予想といたしましては、約9,800万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○8番（増岡司君）議長。

○議長（境野隆文君）増岡議員。

○8番（増岡司君）この場から失礼いたします。年間では大体約1億円近くの子供医療費がかかるというふうなことですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（境野隆文君）ほかに質疑はございませんか。

○10番（森田義雄君）議長。

○議長（境野隆文君）森田議員。

○10番（森田義雄君）17ページ、東小の備品購入費についてお尋ねなんですが、今増築をしていますので、ある程度の備品購入は当然必要だと思うんですが、1,844万円ほど組んでありますのでこの主なものについてお知らせをいただければなと思います。よろしくお願いします。

○学校教育課長（中富喬君）議長。

○議長（境野隆文君）中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君）森田議員のご質問にお答えいたします。

備品購入費総額で1,844万4,000円の計上をさせていただいております。内訳といたしましては、先ほど申された校舎増築に伴う什器類の整備ということで、そのうち1,570万円程度がその分でございます。そのほかに図書室の管理用端末であったり、児童・生徒数増に伴う椅子の整備、電子黒板等でそれぞれの所要金額が別にございますという前提をおいて、先ほどの什器類の整備というところでの内容をお答えいたします。1,500万円の内訳ということになりますけれども、机・椅子等の什器40セット程度を考えております。その分の経費が約700万程度。それ以外でいきますと職員室におく書棚、キャビネットと言われるもののが約80万円程度。会議室用のテーブルとして70万円程度。パネル類いわゆるパーテーション、それが40万円程度。あとは棚類が大きな金額となりまして、印刷室であったり資料室であったりに設置する棚が170万円程

度の見込みとなっております。建築とのすり合わせと言いますか、どこに棚がつくとか、そこら辺の調整がちょっと遅れてしまい今の時期での補正になってしましました。よろしくお願ひいたします。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第73号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第73号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第74号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第74号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第75号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第75号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第76号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第76号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑 討論 採決を終結します。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（境野隆文君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査、事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

以上で本定例会の会議に付されました案件はすべて終了しました。会議を閉じます。これにて、令和7年第4回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催しますのでよろしくお願いします。

閉会 午後14時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため
ここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和7年第4回 定例会

令和8年1月発行

発行人 嘉島町議会議長 境野 隆文
編集人 嘉島町議会事務局長 下田 雅文

